

下水道管理用地を活用した
時間貸し自動車駐車場事業者
公募実施要項

令和6年12月実施

横浜市下水道河川局

目次

I	概要	… 3
II	事業内容・条件等について	… 5
III	応募について	… 8
IV	応募者の資格審査	… 10
V	入札及び落札者の決定	… 10
VI	事業実施協定の締結方法等について	… 12

資料（申請書等）

事業実施協定書見本	… 13
質問書	… 17
一般競争入札参加申込書	… 18
事業計画書及び土地利用計画書	… 20
役員等氏名一覧表	… 21
委任状	… 22
入札書	… 23
公共下水道占用許可申請書	… 24
公共下水道占用料減免申請書	… 26
公共下水道占用廃止届	… 27
時間貸し自動車駐車場事業の供用開始について	… 28
本公募実施要項に関するお問い合わせ及び書類提出先	… 29

I 概要

下水道管理者が所有・管理している土地（以下、「下水道管理用地」という。）を占有して時間貸し自動車駐車場の設置・運営等を事業主体として行う事業者（以下、「駐車場事業者」という。）を、公募のうえ、納付金（当該駐車場運営による1年当たりの収入見込み額の一部（定額））に係る価格競争入札を実施し決定します。

1 対象用地

用地番号	管理担当部署	所在地番	占有面積 (㎡)	令和7年度時点の1年当たり占有料
1	旭土木事務所	旭区本村町17番の19ほか	186.89	693,268円
2	港北土木事務所	港北区新吉田東三丁目3,709番の6ほか	149.42	658,269円
3	栄土木事務所	栄区田谷町1,370番の3	93.17	125,639円
4	下水道河川局 施設管理課	瀬谷区本郷三丁目45番の14	292.00	604,440円
5	港北土木事務所	川崎市中原区井田2丁目1,158番の1	329.45	1,316,976円

※用地の詳細は、別紙1「対象用地一覧」のとおり。

※また、位置図、案内図、現地写真、公共下水道台帳、求積図は、別紙2「図面集」を参照してください。

※用地番号1～5の対象用地の全部または一部について応募が可能です。

応募する用地ごとに一般競争入札参加申込書等の提出が必要です（Ⅲ 4 応募方法を参照）。

※占有料を50%減免します。上表中の「令和7年度時点の1年当たり占有料」は減免後の額であり、横浜市下水道条例施行規則別表の種別「土地占有料 その他」に基づいて算定した額に0.5（減免率）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）です。令和8年度以降は、最新の土地評価等を反映して算定し直すため、変動する可能性があります（ただし、減免率は0.5で一定）。

（Ⅱ 2（1）占有料を参照）

2 概略スケジュール

公募実施要項の配布	令和6年12月25日から令和7年1月23日まで 横浜市ホームページ（下記）からダウンロードしてください。 URL (https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasengesuido/gesuido/sisankatuyou/youtikatuyou06.html)
質問書の受付・回答	受付：令和6年12月25日から令和7年1月17日午後5時まで 回答：令和7年1月21日午後5時までにホームページ上で回答
応募者の受付	令和6年12月25日から令和7年1月23日午後5時まで（必着） 【受付場所】横浜市庁舎24階下水道河川局マネジメント推進課
納付金入札者の決定	令和7年2月17日までに応募者へEメールで通知します。
入札	令和7年2月25日午後2時 【入札場所】横浜市庁舎24階 共用会議室24-S03
落札者の決定	令和7年2月25日
契約保証金の納付	事業実施協定締結日までに、横浜市の発行する「納入通知書」により契約保証金（1年あたりの納付金の4分の1）を納付してください。契約保証金は事業期間満了時に還付します。
事業実施協定の締結	令和7年3月末まで 「下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業実施協定書」（以下、「事業実施協定書」という。）の取り交わし
占用許可申請	事業実施協定締結日から15日以内に、対象用地を管理している土木事務所等へ横浜市下水道条例施行規則第35条第1項に基づく公共下水道占用許可申請書（以下、「占用許可申請書」という。）及び同施行規則第37条第2項に基づく公共下水道占用料減免申請書（以下、「占用料減免申請書」という。）を提出 （様式は本要項に資料として添付しています。）
占用許可	占用許可申請日から概ね30日程度で、占用許可書を交付 占用許可書の交付日（以下、「占用許可日」という。）に現状有姿で引き渡しを行ったものとし、占用許可日以降を占用料の額の算定期間とします。
時間貸し自動車駐車場の設置	必要となる設置工事等の実施
時間貸し自動車駐車場の運営	原則として占用許可日から6か月以内に時間貸し自動車駐車場の用に供することとし、時間貸し自動車駐車場の用に供した初日以降を納付金の額の算定期間とするため、所定の様式により供用開始日を報告してください。

※ スケジュールについては、変更になる場合があります。

II 事業内容、条件等について

1 事業期間

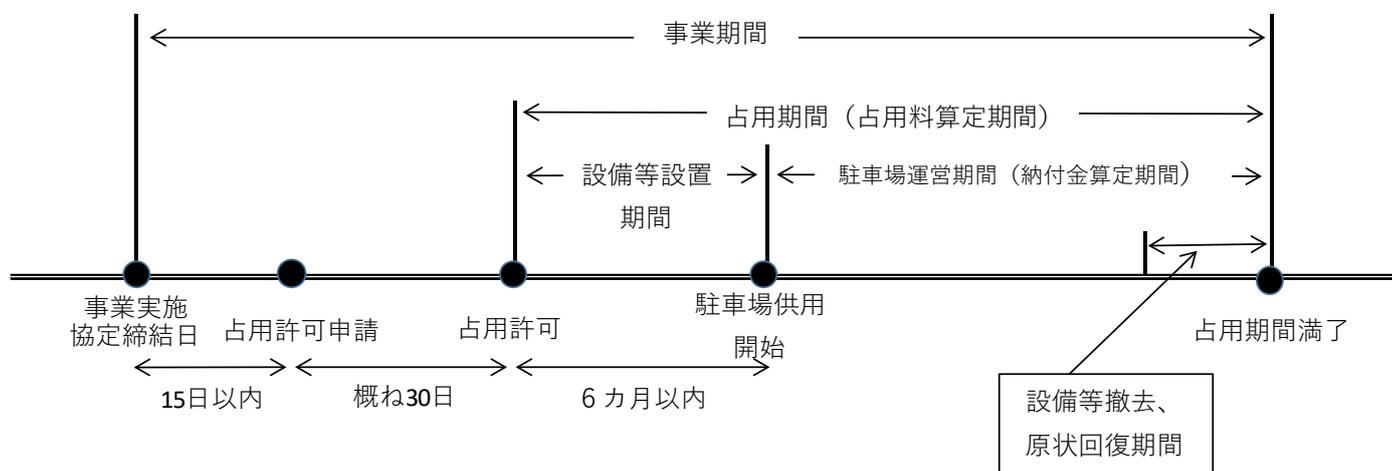
「VI 2 事業実施協定の締結」に示す事業実施協定締結日から令和9年3月31日までを事業期間とし、準備期間や原状回復に要する期間を含みます。

駐車場事業者は、事業実施にあたり、事業実施協定の締結とは別に、横浜市下水道条例第24条第1項に基づく占用許可を受ける必要がありますので、事業実施協定締結日から15日以内に、対象用地を管理している土木事務所等へ占用許可申請書（新規）及び占用料減免申請書を提出します。横浜市は申請書の審査等の後、申請内容に問題がない場合に占用許可書を交付します。

占用許可日から令和9年3月31日までを占用期間とし、駐車場事業者は、時間貸し自動車駐車場の設置、撤去等を含め全てこの期間内に実施しなければなりません。

ただし、占用期間満了の1か月前までに、駐車場事業者から占用許可申請書（更新）の提出があり、横浜市が支障なしと判断した場合に限り更新（占用期間の延長）が可能です。1回の更新で延長可能な期間を2～5年間とし、複数回の更新により最長で令和17年3月31日まで延長することができます。占用期間が延長された場合は、自動的に事業期間についても、延長後の占用期間満了日まで延長されます。

また、原則として駐車場事業者は、当初の占用許可日から6か月以内に時間貸し自動車駐車場の用に供さなければなりません。



2 占用料及び納付金

(1) 占用料

駐車場事業者は、横浜市下水道条例施行規則別表の種別「土地占用料 その他」に基づいて算定した額に0.5（減免率）を乗じて得た占用料を、横浜市が発行する納入通知書により、年度毎に横浜市の定める期限までに納付しなければなりません。

ただし、占用期間が1年未満となる初年度の占用料は月割をもって計算し、なお1か月未満の端数がある場合は1か月として計算するものとします。

(2) 納付金

駐車場事業者は、駐車場運営による1年当たりの収入見込み額の一部を「1年当たりの納付金」として、横浜市が発行する納入通知書により、年度毎に横浜市の定める期限までに納付しなければなりません。1年当たりの納付金の額は、駐車場事業者の落札金額の1.1倍とし、事業期間を通して定額とします。

ただし、初年度については、時間貸し自動車駐車場の用に供した初日以降を納付金の額の算定期間としますので、初年度の納付金は月割をもって計算し、なお1か月未満の端数がある場合は1か月として計算するものとします。

3 事業実施に係る条件等

(1) 用途

用途は時間貸し自動車駐車場に限定します。ただし、部分的に、カーシェアリングを導入することや、自動二輪車用の時間貸し駐車場として使用することを妨げません。

また、対象用地1箇所につき1基以上、3kW以上の自立スタンド型（ケーブルあり）の電気自動車用普通充電設備（以下、「EV充電設備」という。）を時間貸し自動車駐車場の用に供する日までに設置しなければなりません。EV充電設備の購入・設置にあたっては、国の補助金等を活用することを妨げません。

なお、時間貸し自動車駐車場運営に付帯するものとして、飲料自動販売機（対象用地1箇所につき1台を限度とし、販売品目は清涼飲料水に限る。以下同じ）を設置することを妨げません。

（2）用途の制限等

ア 平置き駐車場とすること。

イ 車両出入口とは別に利用者通行口を設ける等、利用者の安全対策に努めてください。

ウ 対象用地の形質を変更することはできません。ただし、あらかじめ横浜市から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

エ 対象用地に堅固な建物を建設することや、住居を併設することはできません。また、次の（ア）から（キ）に該当する使用はできません。

（ア）悪臭・騒音・振動・土壌汚染・有毒ガス等、近隣環境を損なう可能性のある用途

（イ）政治的又は宗教的用途

（ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員等の事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれのあると認められる用途

（エ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（ラウンジ、スナック等）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（成人向けDVDショップ等を含む。）の用途

（オ）都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令、要綱等に違反する用途

（カ）その他横浜市が適さないと判断した用途

（キ）第三者をしてアからカの用途に使用させること

（3）占用における条件

対象用地の占用にあたっては、駐車場事業者は、占用許可書に記載の占用許可条件を遵守するほか、以下の条件を遵守する必要があります。

ア 占用許可により取得した権利は、他の者に譲渡又は転貸することができません（飲料自動販売機を設置する場合を除く）。また、時間貸し自動車駐車場を駐車場利用者に利用させることは転貸とは解釈しないものとします。

イ 占用期間中に占用の面積、目的、又は施設の規模等を変更する必要がある時は、新たに対象用地を管理する土木事務所等と協議・調整をし、変更の申請を行うこと。

ウ 占用期間中に名義変更（法人の商号または代表者名の変更等）の必要がある場合は、対象用地を管理する土木事務所等に届出を行うこと。

エ 時間貸し自動車駐車場の設置工事後に、工事施行前、施行後及び各工程状況を示す写真等関係書類を添えて対象用地を管理する土木事務所等に届出を行うこと。

オ 公益上必要が生じたとき、または占用許可条件に違反した場合、その他土木事務所長等が特に必要と認めたときは、占用許可を取り消すことがあります。

カ 公益上必要が生じたとき、占用期間が満了したとき、もしくは期間中に占用を廃止し、又は許可の取り消しを受けた場合は、駐車場事業者の負担でこれを原状に回復し、対象用地を管理する土木事務所等の検査を受けること。ただし、横浜市が認めた場合には、駐車場事業者は対象用地の原状回復を行わずに、別途横浜市が指定する状態で対象用地を返還することができます。

キ 対象用地の占用に起因して、駐車場事業者が横浜市または第三者に損害を与えた場合は、駐車場事業者において損害賠償の責任を負うものとします。

ク 対象用地の占用に起因して、近隣から苦情が寄せられた場合は、駐車場事業者の責任において苦情処理を行うこと。苦情が解決しない場合は、占用期間にあっても、許可を取り消すことがあります。また、苦情の未然防止の観点から、除草など適切な環境整備にも留意すること。

ケ 飲料自動販売機を設置した場合は、1台につき1個以上使用済み容器の回収ボックスを設置し、適切に回収及びリサイクルを行ってください。

コ 横浜市下水道条例、横浜市下水道条令施行規則を遵守すること。

4 駐車場事業者の義務

(1) 調査協力義務

使用状況等を把握するため、横浜市は随時に対象用地を実地調査し、又は駐車場事業者に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、駐車場事業者はこれに協力しなければなりません。

(2) その他

- ア 駐車場事業者は、善良なる管理者の注意をもって対象用地を使用・管理し、事業目的に沿った使用をすること。
- イ 駐車場事業者には、対象用地を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。占有期間中は駐車場事業者が対象用地全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は駐車場事業者の負担とします。
- ウ 駐車場事業者は、横浜市が対象用地の管理上必要な事項を駐車場事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。
- エ 駐車場事業者は、対象用地の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分配慮すること。

5 違約金

駐車場事業者は事業期間中に、次の事由が生じた場合は、それぞれに定める金額を違約金として支払わなければなりません。

- (1) 「Ⅱ 4 駐車場事業者の義務」に違反した場合
1年当たりの納付金に相当する額
- (2) 「Ⅱ 3 事業実施に係る条件等」に違反した場合
1年当たりの納付金の3倍に相当する額

6 引き渡し

対象用地は、占有許可日に現状有姿で土地の引き渡しを行ったものとします。

したがって、既存の工作物（ブロック塀、フェンス、排水施設、舗装）などを含むものとし、越境物や他の占有物などがある場合についても現状有姿のまま引き渡します。

7 事業実施協定の解除

次の各号に該当するとき、事業実施協定を解除することがあります。また、この場合、横浜市又は第三者に損害を与えたときは、全て駐車場事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

- (1) 駐車場事業者が「Ⅱ 3 事業実施に係る条件等」記載の事項に違反した場合、または「Ⅱ 4 駐車場事業者の義務」記載の義務を果たさない場合、あるいは、占有許可を取り消された場合。
これらの場合、納入済みの占用料及び納付金の返還はいたしません。
- (2) 横浜市が対象用地を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。
この場合、納入済みの占用料及び納付金については、それぞれの算定期間の残存月数に応じて返還します。なお、残存月数に一月未満の端数があるときは、切り捨てるものとします。

III 応募について

1 公募実施要項に関する質問書の提出と回答

本公募実施要項についての質問は、次のとおり受け付けます。

- (1) 質問受付期間
令和6年12月25日（水）から令和7年1月17日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法
本要項に定める様式により、「質問書」を作成し、受付期間中に下水道河川局マネジメント推進課へEメールにて提出してください。
提出先アドレス：gk-asset@city.yokohama.lg.jp
※ 受付時間内に電話によりEメールの受付を確認してください。送信していても受信できていない場合には受付できません。【下水道河川局マネジメント推進課 045(671)2941】
- (3) 回答
質問に対する回答は、令和7年1月21日（火）午後5時までに横浜市下水道河川局ホームページに掲載します。
- (4) その他
対象用地の敷地内に事前に立ち入ることはできません。

2 応募資格

応募者は次の各号に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること（一般競争入札の参加者の資格を有する者）。
- (2) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、横浜市が指定する期日までに事業実施協定を締結し、占用料及び納付金の支払いが可能であること。
- (5) 本公募実施要項の内容を遵守し、事業計画を適切に行えること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 事業実施協定締結時までに契約保証金の支払いが可能であること。

3 応募の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないこととします。

- (1) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体又はその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

4 応募方法

「I 1 対象用地」に記載の5箇所の用地（用地番号1～5）の全部又は一部について応募できます。受付期間内に、応募に必要な書類を応募する用地ごとに1部用意し、下水道河川局マネジメント推進課へ郵送または持参で提出してください。

※書留郵便または簡易書留郵便にてお送りください。

- (1) 受付期間
令和6年12月25日（水）から令和7年1月23日（木）午後5時まで（必着）
- (2) 受付時間
祝日・休日及び令和6年12月28日から令和7年1月5日までを除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）
- (3) 提出先
末尾の「本公募実施要項に関するお問い合わせ及び書類提出先」のとおりです。
- (4) 応募に必要な書類
対象用地のうち複数の用地に応募する場合は、応募する用地ごとに下記の書類を提出してください。ただし、下記ウ～キの書類については、複数の用地に応募する場合においても提出は1部のみの提出で構いません。
 - ア 一般競争入札参加申込書
 - イ 事業計画書及び土地利用計画書（駐車場区画の配置、時間貸し駐車用の精算機及びE V充電設備等の設置場所を記載）
 - ※ フェンス等の構造物を設置又は撤去するなど現状変更等をしようとする場合は、事業計画書及び土地利用計画書にその内容を記載してください。
 - ウ 法人登記 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの
 - エ 印鑑証明書
 - ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの
 - オ 法人役員名簿（役員住所、生年月日も記載）の写し（指定暴力団の構成員でないことの調査・照会用）
 - カ 最近2年間の納税証明書（「法人税 その1 納税額証明書」及び「市民税（法人分）」）
 - キ 財務諸表の写し（最近1期分）
 - ※ 個人の場合は「一般競争入札参加申込書」に記載された書類を添付すること
- (5) 注意事項
上記以外の資料等の提出を求めることがあります。また、提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
なお、書類作成等は応募者の負担により行うものとします。
 - ※ 提出された応募書類は、応募資格の判断のための調査・照会資料として使用します。
- (6) 応募後の調査等について
応募後、資格審査のための財務診断、調査等を実施させていただきます。また、納付金入札者選定にあたって、事業計画等についてヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

IV 応募者の資格審査

1 審査方法

応募受付期間に申込を済ませた応募者を対象に、資格審査を行います。資格審査で全ての審査項目が適正とされた応募者を納付金入札者とします。

- (1) 資格審査は、提出された書類を元に行います。
- (2) 応募内容が本公募実施要項の諸条件等を満たさない場合は審査の対象としません。

2 審査項目

審査項目は次のとおりとします。

- 事業用途
 - ・事業用途が本公募実施要項で示したもののか否か、制限をした用途に該当していないか
- 周囲との調和性
 - ・周囲との調和性が取れているか、周辺に悪影響を与えないか
- 事業計画の実現性
 - ・資金計画、スケジュール、経営の安定性、導入施設の実現性その他
- 応募資格等
 - ・応募資格は適正か、応募制限に該当していないか

3 審査結果

審査結果については令和7年2月17日（月）までに、全ての応募者に対してEメールにて通知します。全ての審査項目が適正とされた応募者は、納付金入札者として入札に参加することができます。

V 入札及び落札者の決定

納付金入札者は、本公募実施要項を熟覧の上、下記のとおり入札に参加してください。

1 入札

(1) 日時・場所

令和7年2月25日（火）午後2時 横浜市庁舎24階 共用会議室24-S03

(2) 必要書類

- ア 横浜市長により入札参加資格があることの確認を受けた通知書（入札開始前に確認します）
- イ 入札書^{※1※2}

※1 代理人の方が入札する場合は、本要項に定める様式により、委任者の実印を押印した委任状が必要になります。入札書には、委任者の実印とともに委任状に押印されている代理人の実印を押印してください。代理人の方は、本人確認書類等の添付をお願いします。（法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出不要。（社員証又は名刺の提示必要））

※2 入札方法については、「（3）入札方法等」をご参照ください。

(3) 入札方法等

ア 入札方法

本要項に定める様式により、「入札書」を作成し、持参のうえ提出してください。

※ 郵送による入札は受け付けません。

※ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札参加不可とします。

※ 会場への入室は各社2名までとします。

イ 入札金額の表示

入札金額は、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、「Ⅱ 2（2）納付金」に示す1年当たりの納付金の額の110分の100に相当する金額を記入してください。

ウ 入札にあたっての注意事項

（ア）入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者又は委任を受けている場合はその代理人に記載、押印してください。

(イ) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

(ウ) 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

イ 指定の時刻までに提出しなかった入札

ウ 所定の入札書によらない入札

エ 記名を欠く入札

オ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

キ 委任状の提出がない代理人がした入札

ク 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(6) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

2 落札者の決定方法

(1) 開札の結果、1年当たりの納付金の最高額の入札をした者を落札者と決定します。

(2) 最高額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(3) 落札者及び落札金額については、横浜市ホームページ

「<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/sisankatuyou/youtikatuyou06.html>」に掲載します。

3 次点者について

1年当たりの納付金の最高額の入札の次点にあたる入札をした者は、次点者として取り扱います。

次点となるべき入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって次点者を決定します。

(くじによる落札者の決定方法に準じます。)

落札者が落札決定の月の3か月後の月の1日付で事業実施協定を締結しない場合、次点者と事業実施協定の締結について協議します。

VI 事業実施協定の締結方法等について

1 契約保証金の納付

契約保証金は、入札により決定した1年当たりの納付金の額の4分の1に相当する金額とし、事業実施協定締結時までに、横浜市が発行する納入通知書により納付することとします。

2 事業実施協定の締結

落札者の決定後、落札者には落札者決定通知書、事業実施協定書及び契約保証金の納入通知書を郵送します。落札者は、使用前の写真その他必要な書類を添付のうえ、令和7年3月末までに、事業実施協定書の取り交わしを完了してください。

なお、事業実施協定書に貼付する収入印紙に要する費用は、落札者の負担となります。

- 事業実施協定書（見本）参照
- ※ 事業実施協定書（見本）は、標準的な条項を示していますので、必要により条項を調整することがあります。

3 事業期間満了時の条件

- (1) 駐車場事業者は事業期間が満了した時、または「II 7 事業実施協定の解除」により事業実施協定を解除された場合は、駐車場事業者の負担で対象用地を原状に回復して横浜市に返還しなければなりません。この場合、駐車場事業者は横浜市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をすることができません。
- (2) (1)の規定に関わらず、横浜市が認めた場合には、駐車場事業者は対象用地の原状回復を行わずに、別途横浜市が指定する状態で対象用地を返還することができます。

下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業実施協定書 (見本)

横浜市公共下水道管理者（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、甲が所有・管理している土地（以下、「下水道管理用地」という。）を活用した時間貸し自動車駐車場事業の実施について、次の条項により協定を締結する。この事業の事業主体は乙とする。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（法令等の遵守）

第2条 乙は、この協定のほか、関係法令等、第6条に定める占用の許可に付される条件、及びこの事業に係る事業者公募実施要項、甲に提出した事業計画書及び土地利用計画書に従って本事業を実施しなければならない。

（対象用地）

第3条 活用する下水道管理用地（以下、「対象用地」という。）は、次のとおりとする。

番号	所在	数量	納付金額（税抜き）
1	〇〇区〇〇町000番地0	〇㎡	〇〇円
2	〇〇区〇〇町000番地0	〇㎡	〇〇円
3	〇〇区〇〇町000番地0	〇㎡	〇〇円

（使用目的）

第4条 乙は、対象用地を事業計画書及び土地利用計画書に記載した使用目的（時間貸し自動車駐車場）のとおり自ら使用しなければならない。

（事業期間）

第5条 事業期間は、この協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 次条の占用の許可の期間（以下、「占用期間」という。）が更新された場合、事業期間の満了日は、更新後の占用期間の満了日に変更されるものとする。

（占用の許可）

第6条 乙は、対象用地について、横浜市下水道条例第24条第1項に基づく占用の許可を受けなければならない。

2 占用期間は、前項の占用の許可の日から令和9年3月31日までとする。ただし、乙から占用期間の更新の申請があり、甲が支障ないと認めた場合は、占用期間を更新するものとする。更新可能な期間は最長で令和17年3月31日までとし、一度の申請で更新可能な期間は2年以上5年以内（1年単位）とする。

（納付金）

第7条 乙は、甲に対し、時間貸し自動車駐車場の運営による収入見込み額の一部（以下、「納付金」という。）を納付しなければならない。

2 納付金の額は、年額_____円（消費税課税対象。ただし左記金額は税抜き）で定額とする。

3 時間貸し自動車駐車場の用に供した日以降を前項の納付金の額の算定期間とし、初年度の納付金は月割りをもって計算し、なお1か月未満の端数がある場合は1か月として計算する。

(納付金の納付)

第8条 乙は、前条に定める納付金を甲の発行する納入通知書により、各年度の甲の定める期日までに納付しなければならない。

(契約保証金の納付等)

第9条 乙は、契約保証金として、第7条第2項に定める納付金の額の4分の1に相当する額____円(非課税)を甲の発行する納入通知書により、この協定の締結時までに納付しなければならない。

2 第5条に定める事業期間が満了したのち、甲は、前項の契約保証金を乙に返還しなければならない。ただし、乙において未納の納付金、損害賠償金その他の債務金があるときは、契約保証金のうちからこれを控除する。また、甲から乙への契約保証金の還付にあたっては利子を付さない。

(延滞金)

第10条 乙は、第7条及び第8条第1項に定める納付金を甲の定める期日までに納付しない場合は、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例に定める延滞金を甲に支払わなければならない。

(対象用地の引渡し)

第11条 甲は第6条に定める占用の許可の日に、第3条に定める対象用地を乙に引き渡したものとする。

(契約不適合)

第12条 乙は、引き渡された対象用地が、種類、品質又は数量に関して協定の内容に適合しないことを理由として、既往の納付金の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(対象用地の一部滅失)

第13条 甲は、対象用地が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、滅失し、又はき損した部分にかかる納付金として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第14条 乙は、対象用地を第4条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

2 乙は、対象用地に建物又は工作物を建設する等対象用地の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。

3 前2項に定める甲の承認は、書面によるものとする。

(対象用地の保全義務等)

第15条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、対象用地の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、対象用地が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果たした場合は、乙に求償することができるものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料の提出その他報告を求めることができる。この場

合においては、乙は調査等に協力しなければならない。

- (1) 納付金の納付がない場合
- (2) 第14条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反した場合
- (3) その他甲が必要と認める場合

(違約金)

第17条 乙は、第5条に定める事業期間中であって、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第14条第2項又は前条に定める義務に違反した場合
第7条第2項に定める納付金額に相当する額
- (2) 第4条又は第14条第1項に定める義務に違反した場合
第7条第2項に定める納付金額の3倍に相当する額

2 前項に定める違約金は第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(協定の解除)

第18条 甲は、次の各号に該当するときは、この協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの協定に定める義務に違反した場合
- (2) 対象用地を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の5第4項）
- (3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。

ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

- (4) 第6条に定める占用の許可が取り消しとなったとき。

(原状回復)

第19条 乙は、第5条に定める事業期間の満了日又は前条の規定によりこの協定を解除されたときは甲の指定する期日までに、対象用地を原状に回復し、甲の検査を受けて返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は対象用地の原状回復は行わずに、別途甲が指定する状態で対象用地を返還することができる。

(納付金の精算)

第20条 この協定が解除された場合において、甲は未経過期間にかかる納付金を返還しない。ただし、甲は、第18条第2号によりこの協定を解除し、未経過期間にかかる納付金が1,000円以上の場合には、これを返還するものとする。

(損害賠償等)

第21条 乙は、この協定に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は第18条第2号の規定に基づきこの協定が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項の規定に基づきその補償を請求することができる。

3 乙は、第5条に定める事業期間が満了したとき又は第18条の規定によりこの協定を解除された場合において、対象用地を事業期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、納付金額の3倍に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第22条 乙は、第5条に定める事業期間が満了し、又は第18条の規定によりこの協定を解除された場合において、対象用地を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(協定の費用)

第23条 この協定の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第24条 この協定に関し疑義がある場合、又はこの協定に定めのない事由が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 この協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印した上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市公共下水道管理者
横浜市長

(乙)

質 問 書

令和 年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

入札参加予定者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）
担当者氏名
電話番号

質問事項	質問内容

(提出先) 下水道河川局 マネジメント推進課
電 話 045 (671) 2941
E メール gk-asset@city.yokohama.lg.jp

一般競争入札参加申込書

横浜市 長

申込人 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○ー○
氏名（又は名称） ○○○○株式会社 ○○支社
（代表者名） ○○○○○○○○ ○○ ○○

代理人 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○ー○
氏名（又は名称） ○○○○株式会社 ○○支社
（代表者名） ○○○○○○○○ ○○ ○○

令和7年2月25日執行の下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業者公募（一般競争入札方式）に参加したいので、定める入札参加資格その他の条件を満たしていることを確認のうえ、次のとおり申し込みます。

1 申し込む土地

※ 申し込む用地の用地番号を○で囲んでください。

用地番号	所在地番	占用面積（㎡）
1	旭区本村町17番の19ほか	186.89
2	港北区新吉田東三丁目3, 709番の6ほか	149.42
3	栄区田谷町1, 370番の3	93.17
4	瀬谷区本郷三丁目45番の14	292.00
5	川崎市中原区井田2丁目1, 158番の1	329.45

【添付書類】

個人の場合 （1）印鑑登録証明書 （2）最近2年間の国税の納税証明書（申告所得税、消費税及び地方消費税） （3）最近2年間の市税の納税証明書（個人市民税、固定資産税） （4）身分証明書（破産者でないことの証明） （5）登記されていないことの証明 （6）事業計画書及び土地利用計画書

法人の場合 （1）法人登記 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） （2）代表者の印鑑証明 （3）法人役員名簿 （4）最近2年間の納税証明書（法人税、市民税） （5）財務諸表の写し （6）事業計画書及び土地利用計画書

（裏面あり）

2 確認事項（次の内容に該当する場合、□に○印を記入してください。）

- (1) 応募者は、次に掲げる者ではありません。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）
 - イ 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けている者
 - ウ 国税及び市税の滞納を滞納している者
 - エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者
 - オ 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体又はその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
 - キ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - ク 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- (2) 本市が別紙「役員等氏名一覧表」の情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。また、応募申請後、新たに就任した役員等について、市から追加提出を求められたときは、速やかに提出します。
- (3) 2 (1) 及び(2)について、本書面により誓約します。

3 事務担当責任者

法 人 名	
所属・役職名	
氏 名	
連 絡 先	所在地 〒 TEL E-mail

事業計画書及び土地利用計画書

令和 年 月 日

(申請先)
横浜市 長

申込人 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○ー○
 氏名（又は名称） ○○○○株式会社 ○○支社
 （代表者名） ○○○○○○○○ ○○ ○○
 担当者氏名 ○○ ○○
 電話番号 000-000-0000

事業計画及び土地利用計画は次のとおりです。

用地	用地番号	所在地番	○○区○○○町○○番○
		地積	0,000.00㎡
使用目的	駐車場		
理由	自動車駐車場の運営を行うため。 【事業計画】 事前準備・工事 令和○年○月○日から令和○年○月○日予定 駐車場運営 令和○年○月○日から令和○年○月○日予定 撤去・原状回復 令和○年○月○日から令和○年○月○日予定		
事業期間 (予定)	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで（○か月＋○日）		
添付書類	計画図面は別紙のとおり		

(提出先) 下水道河川局 マネジメント推進課
 電話 045 (671) 2941
 Eメール gk-asset@city.yokohama.lg.jp

役員等氏名一覧表

令和 年 月 日現在の役員等

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正, 昭和, 平成)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

本様式に記載された情報を入札参加資格の判断のための調査・照会資料として使用することについて、同意します。

また、記載された全ての役員等に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名
代表者職・氏名

委任状

令和 年 月 日

受任者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業者公募に関する一切の権限

※ 対象用地の用地番号を○で囲んでください。

用地番号	所在地番	占用面積（㎡）
1	旭区本村町17番の19ほか	186.89
2	港北区新吉田東三丁目3,709番の6ほか	149.42
3	栄区田谷町1,370番の3	93.17
4	瀬谷区本郷三丁目45番の14	292.00
5	川崎市中原区井田2丁目1,158番の1	329.45

令和 年 月 日

委任者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

実印

添付資料 個人の場合：印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）
法人の場合：資格証明書（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）及び
印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

- (注) 1 委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

入 札 書

令和 年 月 日

横 浜 市 長

住所
商号又は名称
代表者名

印

一般競争入札による下水道管理用地を活用した時間貸し自動車駐車場事業者公募について、公募実施要項に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

※ 対象用地の用地番号を○で囲んでください。

用地番号	所在地番	占用面積 (㎡)
1	旭区本村町17番の19ほか	186.89
2	港北区新吉田東三丁目3, 709番の6ほか	149.42
3	栄区田谷町1, 370番の3	93.17
4	瀬谷区本郷三丁目45番の14	292.00
5	川崎市中原区井田 2 丁目1, 158番の1	329.45

金額									
	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった1年当たりの納付金の額の110分の100に相当する金額を記入すること。これによらない方法での入札（見積り）を指示された場合は、それに従うこと。

※ 押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。

本件責任者	部 署 名 (任意)	<small>ふり</small> 氏	<small>がな</small> 名
	連 絡 先		
担 当 者	部 署 名 (任意)	<small>ふり</small> 氏	<small>がな</small> 名
	連 絡 先		

【注意事項】

- 1 入札金額は、1年当たりの納付金の額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- 2 入札金額は、アラビア数字で記入し、金額の最初に必ず「¥」を記入してください。
- 3 住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者又は委任を受けている場合はその者が記載、押印してください。
- 4 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とします。
- 5 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載してください。両方記載がない場合は、無効とします。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とします。
- 6 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とします。

第30号様式（第35条）

公共
一般 下水道占用許可申請書（新規・更新・変更）

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所

氏 名

（電話 ）

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

公共
一般 下水道の施設の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

占 用 場 所	
占 用 目 的	
物 件 の 内 容	裏面のとおり
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	1 付近の見取図 2 平面図 3 断面図 4 物件の詳細図 5 官民境界図 6 求積図 7 同意書（隣接等利害関係のある場合）
備 考	

- （注意） 1 変更の場合は、備考欄に当初の指令番号及びその変更理由を記入してください。
2 この申請書は、正副2部提出してください。

(A4)

(裏)
物件の内容

	種別	幅員、本数又は外径	占有面積、延長又は量
共通	□橋りょう	□2.5m以下	m ²
		□2.5m超	m ²
	□第一種電柱	本	/
	□第二種電柱	本	
	□第三種電柱	本	
	□第一種電話柱	本	
	□第二種電話柱	本	
	□第三種電話柱	本	
	□その他の柱類	本	
	□水管	□0.07m未満 本	
	□ガス管	□0.07m以上0.1m未満 本	m
	□引水管	□0.1m以上0.15m未満 本	m
	□排水管	□0.15m以上0.2m未満 本	m
	□ケーブル	□0.2m以上0.3m未満 本	m
	□その他の埋設し、又は架設する物件	□0.3m以上0.4m未満 本	m
		□0.4m以上0.7m未満 本	m
		□0.7m以上1m未満 本	m
□1m以上 本		m	
□その他のもの(土地占用料)		m ²	
公共下水道	□建物占用料		m ²
	□下水道暗渠 ^{きよ} 占用料		m
	□その他の占用料		
一般下水道	□通路	□2.5m以下	m ²
		□2.5m超	m ²
	□貯木場、いかだの係留場その他これらに類するもの		m ²
	□送電塔		m ²
	□栈橋		m ²
	□鉄道、軌道等の用に供するもの		m ²
	□工事用施設及び工事用材料置場		m ²
	□鉱工業その他の用に供する場合(流水占用料)		ℓ

第26号様式(第32条第3項・第4項・第5項・第6項、第37条第2項、第40条)

公共下水道使用料
公共下水道占用料 減免申請書
一般下水道占用料

令和 年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申請者
氏 名

(電話)

〔法人の場合は、名称・代表者の氏名〕

公共下水道使用料
公共下水道占用料 の減免を受けたいので、次のとおり申請します。
一般下水道占用料

使用(占有)場所	
減 免 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
減 免 理 由	
添 付 書 面	
備 考	

(注意) この申請書は、正副2部提出してください。

(A4)

公共下水道占用廃止届

令和 年 月 日

（届出先）

〇〇土木事務所長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

次のとおり、公共下水道占用を廃止します。

1 許可番号 年 月 日 横浜市 指令第 号

2 占用物件の種類及び数量

3 占用場所

4 廃止年月日
令和 年 月 日

5 廃止理由

令和 年 月 日

横 浜 市 長

住所
商号又は名称
代表者名

時間貸し自動車駐車場事業の供用開始について

標記について、下水道管理用地を活用した自動車駐車場事業実施協定書第7条第3項に基づき、令和〇年〇月〇日に対象用地において時間貸し自動車駐車場の用に供しますので通知します。

(対象用地) 〇〇区〇〇町〇〇番地

(占用許可) 許可番号 年 月 日 横浜市 指令第 号

本公募実施要項に関するお問い合わせ及び書類提出先

所 在	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎24階）
担 当 部 署	横浜市下水道河川局マネジメント推進課 担当 瀧上、中島
電 話 番 号	045-671-2941（直通）
E メ ー ル	gk-asset@city.yokohama.lg.jp
受 付 時 間	祝日・休日及び令和6年12月28日から令和7年1月5日までを除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）
備 考	・本公募実施要項は、横浜市下水道河川局ホームページに掲載します。 URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukurikankyo/kasengesuido/gesuido/sisankatuyou/youtikatuyou06.html